

議案第109号

石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年石垣市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年12月15日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

給与を改定する石垣市の一般職との均衡を考慮し、特別職の職員の期末手当に係る支給割合を引き上げる措置を講ずるため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年石垣市条例第54号）の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条　(略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)　(略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条　(略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)　(略)</p>